

日米英の著作者が共同で創作したミュージカルの保護期間

		脚本	歌詞	楽曲
著作者の国籍		米国	英国	日本
米国初演の場合	著作物の本国	米国		
	日本における保護期間	脚本家の死後50年	作詞家の死後50年	作曲家の死後50年
	米国における保護期間	最終死亡著作者の死後70年		
	英国における保護期間	脚本家の死後70年	作詞家の死後70年	作曲家の死後70年
英国初演の場合	著作物の本国	英国		
	日本における保護期間	脚本家の死後50年	作詞家の死後50年	作曲家の死後50年
	米国における保護期間	最終死亡著作者の死後70年 (米国法は104条(c)によりいわゆる「相互主義」を排除)		
	英国における保護期間	脚本家の死後70年	作詞家の死後70年	作曲家の死後70年
日本初演の場合	著作物の本国	日本		
	日本における保護期間	脚本家の死後50年	作詞家の死後50年	作曲家の死後50年
	米国における保護期間	最終死亡著作者の死後70年 (米国法は104条(c)によりいわゆる「相互主義」を排除)		
	英国における保護期間	脚本家の死後50年	作詞家の死後70年	作曲家の死後50年

いわゆる「相互主義」(内国民待遇の例外)

「The Duration of Copyright and Rights in Performances Regulations 1995」5条(6)

⇒ 著作物の本国がEU加盟国でなく、かつ、著作者がEU加盟国の国民でないときは、当該著作物の保護期間は、その本国の法令に定める期間を超えることはない。